

○七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業費補助金交付要綱

平成23年4月1日

告示第70号

改正 平成26年4月1日告示第80号

平成27年4月1日告示第93号

平成28年3月31日告示第85号

令和3年12月13日告示第338号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の区域内において開催され、かつ、市内の宿泊施設における宿泊を伴うコンベンション、スポーツ大会等に対し、七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより本市の学術、文化及びスポーツの発展並びに地域の活性化を図ることを目的とし、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション、スポーツ大会等 学会、総会、研修会、スポーツ大会等、その他市長が認める団体が主催となって開催する集会等をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項に規定する旅館業を行う施設をいう。ただし、七尾市社会環境整備等に関する条例(平成16年七尾市条例第165号)第2条第1項に規定するモーテル類似施設を除く。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象とするコンベンション、スポーツ大会等(以下「補助対象大会等」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 七尾市内及び近隣市町内の施設で開催されること。
- (2) 県外からの参加者を含むものであること。
- (3) 宿泊が七尾市内であること。
- (4) 市外に住所を有する参加者のうち宿泊者が延べ50人以上であること。
- (5) 国又は地方公共団体が主催するものでないこと。
- (6) この助成制度以外に市から助成を受けていないこと。

- (7) 営利を目的としないこと。
- (8) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額及び限度額は、次の表のとおりとする。

大会等の区分	宿泊者(市内在住者を除く。)に対する補助金の額		1団体 1年間 限度額	備考
全国又は地方大会等	1人につき	1,000円/泊 (500円/泊)	200万円 (100万円)	()内は、中学生以下の大会が対象
国際大会等	1人につき	2,000円/泊 (国外からの外国人) 1,000円/泊 (市外在住者)	200万円	日本を含む2カ国以上かつ 国外からの外国人が20人以上

(実施期間)

第5条 補助対象大会等の実施期間は、当該年度の3月末日までとする。ただし、1回の補助対象大会等が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、補助対象大会等の事業の完了する日の属する年度とする。

(事業実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付申請をしようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、補助対象大会等の実施初日から起算して30日前までに七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業実施計画書(様式第1号)及び次に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施要項(開催期間、参加予定者数、収支予算書、事業内容等がわかるもの)
- (2) その他当該補助対象大会等に関わるパンフレット等の参考資料

(補助金の申請)

第7条 交付申請団体は、補助対象大会等の事業の最終日から起算して30日以内に七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業費補助金交付申請書(様式第2号)及び次の各号に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市内の宿泊施設への支払いが証明できる書類(期間及び宿泊者数がわかるもの)又は宿泊証明書(様式第2号の2)

(2) 宿泊者名簿

(3) 補助事業の開催要項、収支決算書及び記録写真

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付することが適正と認めるときは、七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付申請団体は、補助金を請求しようとするときは七尾市コンベンション、スポーツ大会等誘致事業費補助金交付請求書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還請求)

第10条 補助金の交付に関し、偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第80号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第93号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第85号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月13日告示第338号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。